

村の世帯・人口

1970年4月末日現在

総世帯数1999

人口 10,383人

男 5,146人

女 5,237人

当月の人口移動

出生 17 死亡 6

転入 33 転出 28

婚姻 20 離婚 2



広報にはら

発行所
西原村役所
電話 (095) 2401
2582・2583
印刷所
中部印刷 K K
電話 (077) 4484

主なもくじ

1. 市町村合併促進説明開かれる..... 1
2. 建設工事の現況..... 1
- (イ) 地すべり地域災害復旧工事..... 1
- (ロ) 幸地地内排水改修工事..... 1
- (ハ) 道路側溝工事..... 1
- (ニ) 水道工事進行中..... 1
3. 財政公表..... 2
4. 先進地の産業視察..... 7
5. 健康診査..... 7
6. 春の清掃週間終る..... 7
7. 社会教育活動の充実をめざして総合研修大会開く..... 7
8. 園芸相談を開設..... 8
9. 西原給油所店びらき..... 8
10. 検察審査会制度..... 8

安室・桃原地内
道路側溝工事

村単独事業



合併促進説明会開く

我謝地内道路側溝工事

市町村合併促進説明会開く

本土復帰を控え市町村合併を余儀なくされ三月十日午后三時から村役所ホールで四五名の村民代表に琉球政府地方課長、振興係長両氏が出席して開かれた。市町村合併計画は、人口、人口密度、地勢、経済環境等を考慮して立てられたもので与那原、知念、佐敷、西原を一つのブロックとして、那覇、コザの中核都市間を東部海岸の開発のための構想であるが、村当局、議員、教育委員、区長、村婦人会長、村青年会長等の大多数は与那原ブロックとの合併に對しては地理的見地から反対の意向で政府に對して那覇市又は中頭郡内の地域を対象に地元の見解を尊重し

再検討を訴え政府も了承した。那覇市との合併については西原村字幸地が既に石嶺団地と接し、字池田が分譲住宅地と接しており浦添村との合併については、両村を結ぶ道路三十八号線は那覇近部で東西を結ぶ唯一の基幹道路であり、合併に伴う交通機関の面で生活圏の拡大は解決される一方東部海岸開発という意味では西原村にエッソスタンダード、中城村に東洋石油が建設中であり臨海工業地帯としての地域開発も可能であるし村民の意思も十分に尊重し将来悔のないように検討することになり午後六時説明会を閉じた。

建設工事の現況

桃原地内土地すべり地域災害復旧工事

政府補助事業

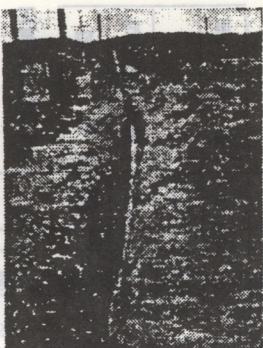
桃原部落の南側からゴルフ場一帯は、昨年六月の長期的な豪雨で、ゴルフ場一帯の地をはいじめ、村道の一部損壊、耕地(キビ作地)の地に

など、大きな被害をうけたが、農耕地の地にケ所の復旧工事(耕地整理)は、工事費一四、六〇〇ドルで五月一日着工十月頃竣工する。

幸地地内排水

改修工事

政府補助事業

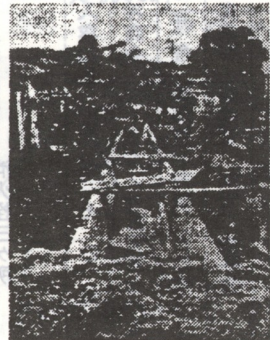


改修中の幸地排水

延長 一九二五m
工期 自 七〇、四、一七
至 〃 六、二八
工事金 \$ 五、三三〇

安室・桃原地内 道路側溝工事

村単独事業



延長 四六一m

工期 自 七〇、四、一七
至 〃 七、二五
金額 \$ 五、〇三〇

我謝地内道路側溝 工事

延長 五〇七米
工期 自 四・一七
至 七・二五
金額 五、四〇〇ドル

水道工事進行中

内間外六ヶ部落配水管施設工事

一九七〇年度、水道事業計画による配水管施設工事、去る四月一日から、村単独事業分として大宮設備(代表者宮城繁)によって安室部落から工事着手され、現在内間部落を工事中である。

なお、政府補助事業分について、水道資材の納品が遅れたため、五月八日から小波津地内一五五号線より工事が着手されております。

着手後、雨期に入



り地域住民にめいわくをおかけしておりますが、文化生活の享受を目的とした水道施設であり、工事施工中における住民各位の御協力をお願い申し上げます。

なお、工事契約上の竣工期限は八月三〇日となっておりますが、七月中の竣工を予定していますので各家庭への給水開始は、夏場の八月を目標としていきます。各家庭への引込み工事(給水工事)は村指定店が施行します。

工事の概要 五、三三〇 金額 五、〇三〇

種別	請負金額	請負業社	工事概要
政府補助事業	二五、八、八〇〇ドル	丸三重機	L二、四五一米
単独事業	八、〇〇〇ドル	大宮設備	L六、六ヶ所 L二、一七九米 消火栓三ヶ所

工事資材の概要

種別	契約金額	納入業社	品名その他
政府補助事業	一〇、八九九ドル	炭谷商会	六ミーンチ直管五七六本
単独事業	三、五九七ドル	万弁舎	異形管、弁類、その他
	六、四四二ドル	宮真商事	鋳鉄管、鋼管、接手類

西原村告示第九号
一九七〇年四月三〇日

西原村長 宮平 吉太郎

財政公表について

みだしのことについて、西原村財政状況の作成及び公表に関する条例第三条第二項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

- 一、一九六九年度一般会計決算状況
- 二、一九七〇年度収入及び支出の状況（一般会計）
- 三、財産、公債及び一時借入金の現在高
- 四、住民の村税負担状況
- 五、一九六九年度上水道事業特別会計決算状況
- 六、一九七〇年度上水道事業特別会計収入及び支出の状況
- 七、上水道特別会計資産状況

一、一九六九年度一般会計決算状況
 本年度一般会計は、収入が前年度より増加し、支出も増加したが、繰上金等の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。

二、一九七〇年度収入及び支出の状況（一般会計）
 本年度一般会計の収入は、前年度より増加し、支出も増加したが、繰上金等の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。

三、財産、公債及び一時借入金の現在高
 本年度一般会計の財産は、前年度より増加し、公債及び一時借入金も増加したが、繰上金等の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。

四、住民の村税負担状況
 本年度一般会計の住民の村税負担は、前年度より増加し、繰上金等の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。

五、一九六九年度上水道事業特別会計決算状況
 本年度上水道事業特別会計は、収入が前年度より増加し、支出も増加したが、繰上金等の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。

六、一九七〇年度上水道事業特別会計収入及び支出の状況
 本年度上水道事業特別会計の収入は、前年度より増加し、支出も増加したが、繰上金等の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。

七、上水道特別会計資産状況
 本年度上水道特別会計の資産は、前年度より増加し、繰上金等の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。また、繰上金の繰入により、繰越金が増加した。

市町村合併促進法関係

水工事業（土木）は、土木工事、建築工事、電気工事、機械工事、化学工業、石油工業、金属工業、窯業、採石業、土石採取業、建設業、運輸業、通信業、情報業、娯楽業、サービス業、その他。

土木工事（土木）は、土木工事、建築工事、電気工事、機械工事、化学工業、石油工業、金属工業、窯業、採石業、土石採取業、建設業、運輸業、通信業、情報業、娯楽業、サービス業、その他。

土木工事（土木）は、土木工事、建築工事、電気工事、機械工事、化学工業、石油工業、金属工業、窯業、採石業、土石採取業、建設業、運輸業、通信業、情報業、娯楽業、サービス業、その他。



水工事業の概要

管内六ヶ所水源地の水質調査結果

管内六ヶ所水源地の水質調査結果は、全体的に良好であり、一部の箇所では、pH値がやや低く、カルシウム濃度がやや高い。これは、地質的な要因によるものと考えられる。また、一部の箇所では、鉄イオン濃度がやや高い。これは、地質的な要因によるものと考えられる。また、一部の箇所では、鉄イオン濃度がやや高い。これは、地質的な要因によるものと考えられる。

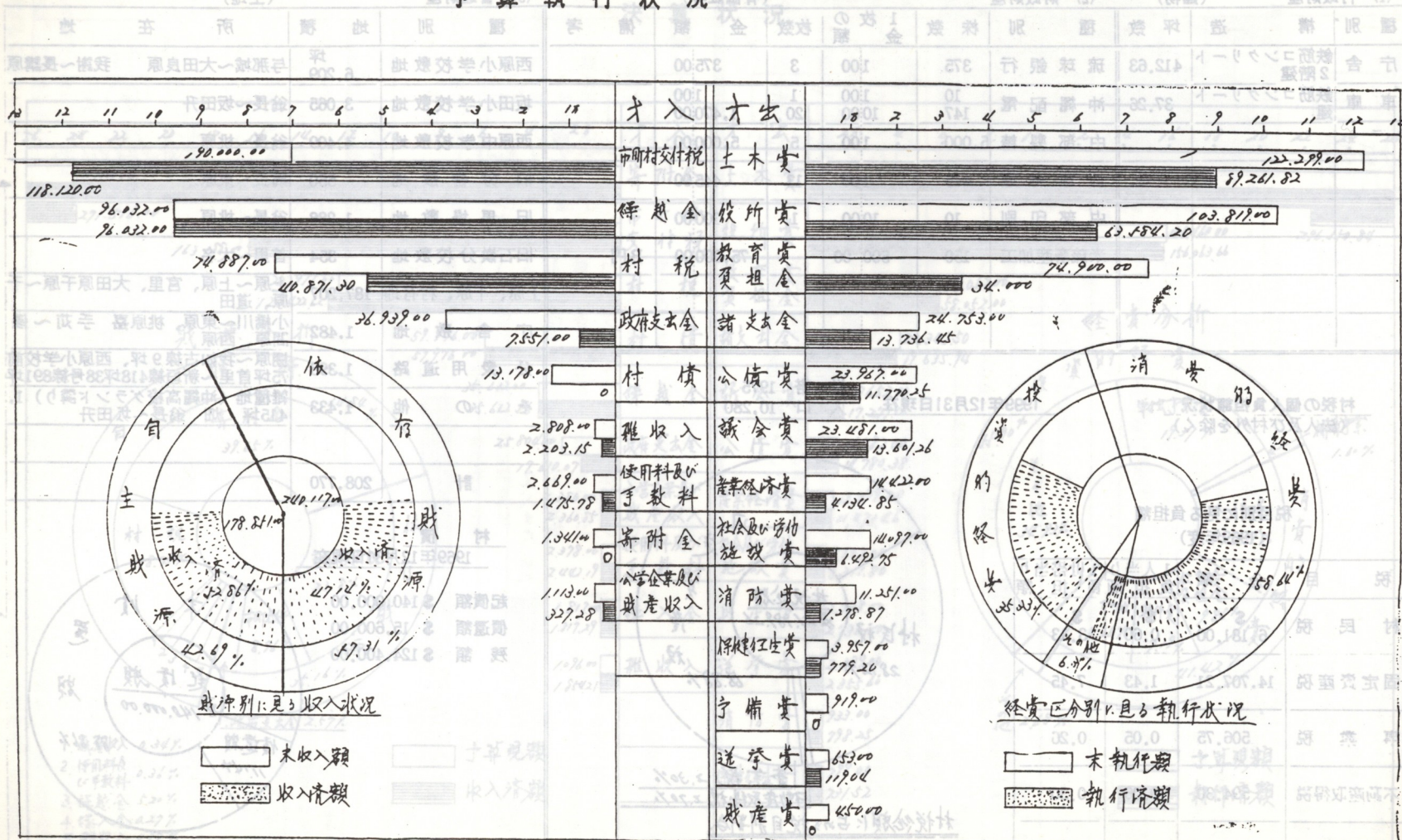
工事
 管内六ヶ所水源地の水質調査結果は、全体的に良好であり、一部の箇所では、pH値がやや低く、カルシウム濃度がやや高い。これは、地質的な要因によるものと考えられる。また、一部の箇所では、鉄イオン濃度がやや高い。これは、地質的な要因によるものと考えられる。また、一部の箇所では、鉄イオン濃度がやや高い。これは、地質的な要因によるものと考えられる。

1969年12月31日現在

1970 年度 一般会計

1969年12月31日現在

予 算 執 行 状 況



財 産 表

1969年12月31日現在

(1) 行政財産

(建物)

(2) 財政財産

(有価証券)

(3) 普通財産

(土地)

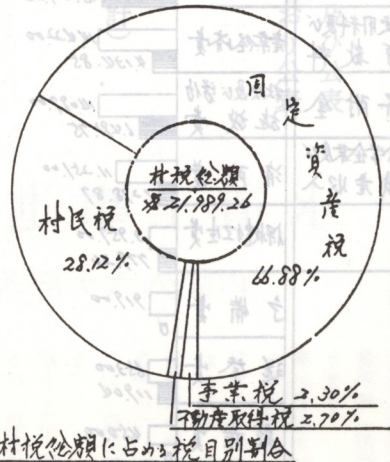
種 別	構 造	坪 数	種 別	株 数	1 枚 の 金 額	枚 数	金 額	備 考	種 別	地 積	所 在 地
庁 舎	鉄筋コンクリート 2階建	412.63	琉球銀行	375	100	3	375.00		西原小学校敷地	坪 6,209	与那城～大田良原 我謝～長講原
車 庫	鉄筋コンクリート 建	37.26	沖縄配電	10 147	100 100.00	1 20	100 1,470.00		坂田小学校敷地	3,065	翁長～坂田升
			中部製糖	5,000	100	5	5,000.00		西原中学校敷地	4,409	翁長～桃原
			琉球海運	445	100	13	445.00		旧分舎敷地	560	翁長～東原
			中部印刷	10	100.00	1	100.00		旧馬場敷地	1,288	翁長～桃原
			米琉畜産加工	150	500.00		75,000.00	B円	旧石嶺分校敷地	354	首里～大名
									上原、千原、村有地	187,207	上原～上原、宮里、大田原千原～千原、道田
									庁 舎 敷 地	1,482	小橋川～東原、桃原嘉 手苅～横間原、西原
									公 衆 用 道 路	1,396	棚原～我如古線9坪、西原小学校前75坪首里～新垣線418坪38号線891坪
									そ の 他	1,433	雄種地(沖縄高校グランド隣り)1,415坪 畑 翁長～坂田升
									計	208,770	

村税の個人負担額状況
(法人及び村外を除く)

1999年12月31日現在

世 帯 1975
人 口 10,280税目別に見る負担額
(1969年度)

税 目	金 額	1人当り 負担額	1世帯当り 負担額
村 民 税	\$ 6,181.00	\$ 0.60	\$ 3.13
固定資産税	14,707.21	1.43	7.45
専 業 税	506.75	0.05	0.26
不動産取得税	594.30	0.06	0.30
計	21,989.26	2.14	11.14



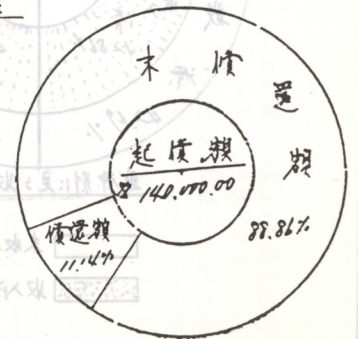
村 債

1969年12月31日現在

起債額 \$ 140,000.00

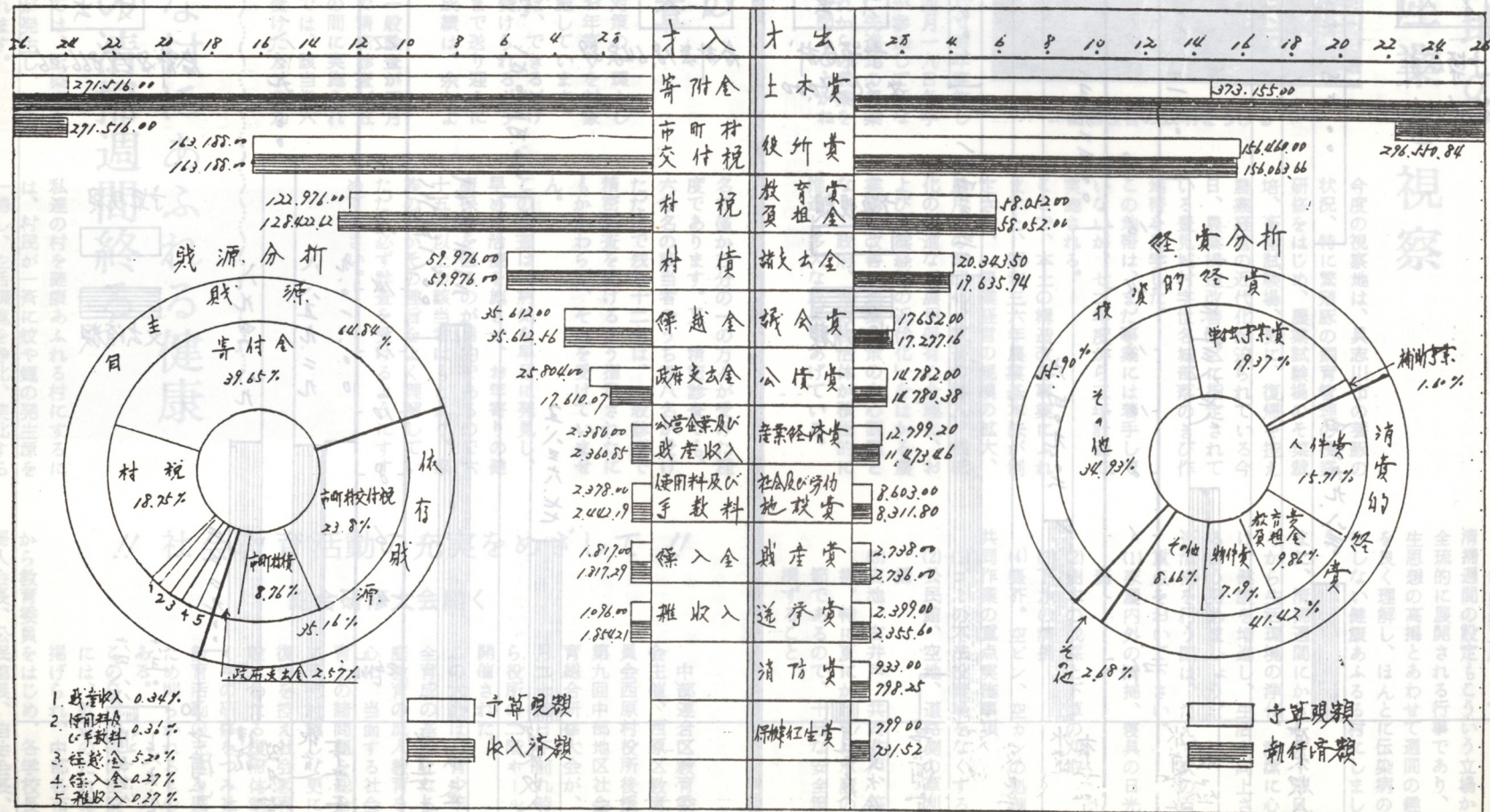
償還額 \$ 15,600.00

残 額 \$ 124,400.00



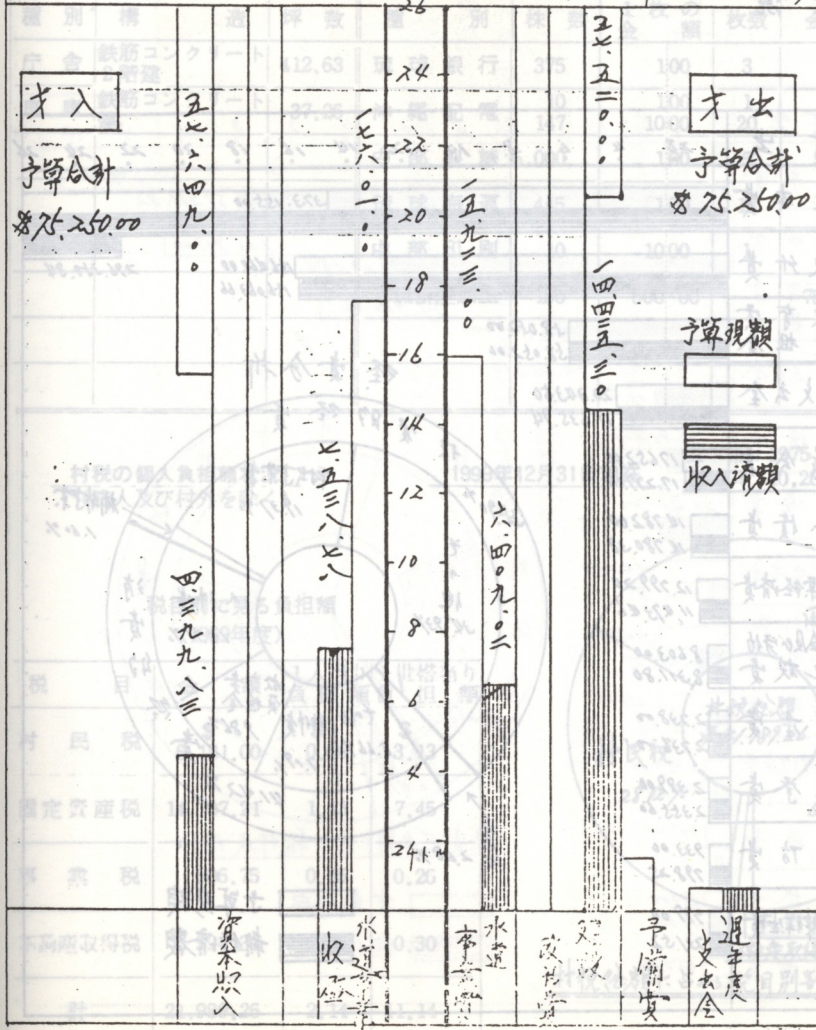
1969年度一般会計

決算状況



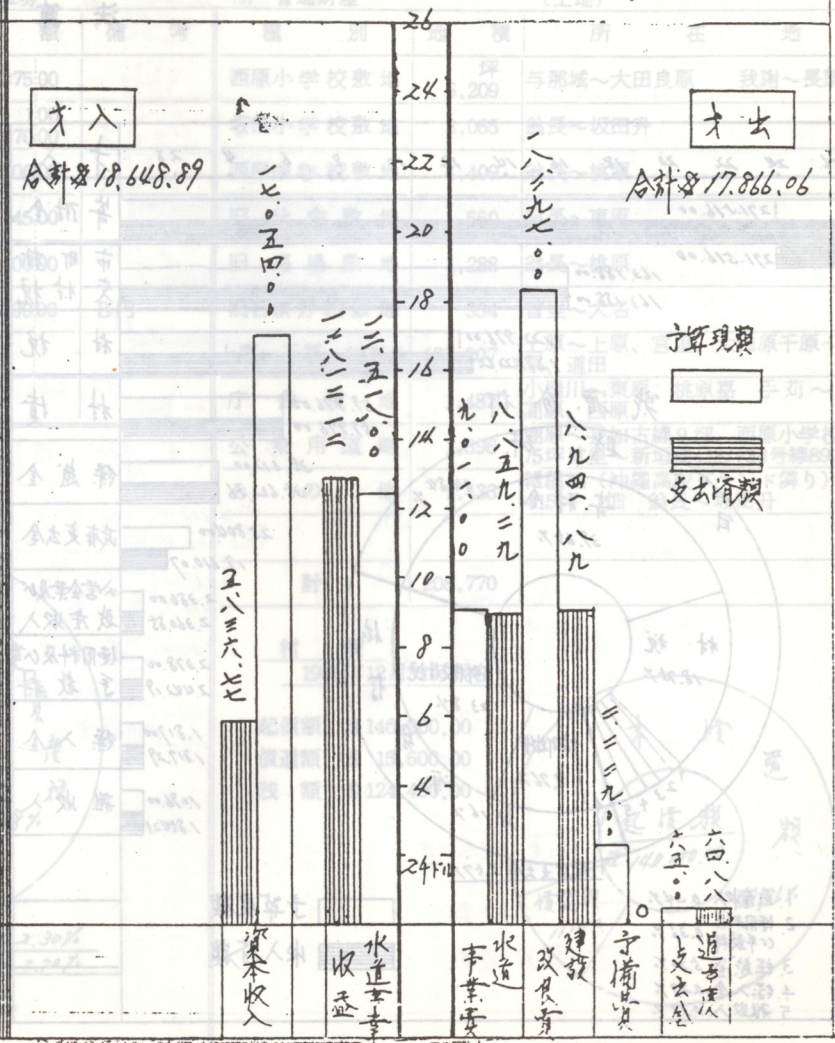
1970年度 上水道事業特別会計

予算執状況 (1969年12月31日現在)

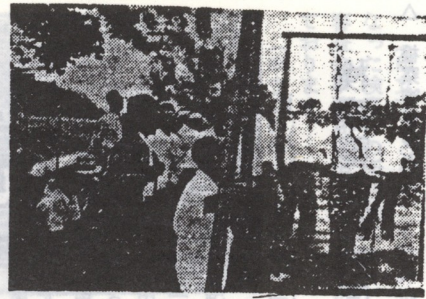


1969年度 上水道事業特別会計

決算状況



先進地の産業を視察



構造改善の説明をうける

農業振興の一環として毎年実施している産産視察が、四月一九日各字区長を始め六〇余名が参加して行なわれた。この視察は、先進地の農業をつぶさに見て、これからの農業を改善し、生産の向上を図ることがねらいであります。

今度の視察地は、具志川市の養豚の状況、特に繁殖豚の飼育管理の視察研修をはじめ、農業試験場のそ菜栽培、畜産試験場、更に、復帰を控えている農業経営の近代化が迫られている今日、農業構造改善地区に指定されている豊見城村字世名城部落のきび作地帯を見学した。

この地帯は、まだ事業には着手していないが、七二年度から三年計画で実施される。

ここで、本土の構造改善事業によれますと、昭和三六年農業基本法が制定され、「農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、家畜の導入、機械化の促進など農用保有の合理化、および農業経営の近代化」をはかる農業構造改善が農業政策の中心課題となり、政府、地方自治体が積極的に推進し多大な成果をあげている。

お年寄りの健康診査

村では、老人福祉対策の一環として、六十五才以上のお年寄りを対象に健康診査を毎年実施しています。

この実施にあたっては、できるだけ該当者全員が診査を受けられるよう車をくり出して病院まで送り迎えにあたっていますが、成績は、余りよくありません。

今度の健康診査は、一般診査が四月二〇から二十七日まで精密診査が五月二日から九日までの間に実施されましたが、一般診査では、該当者六二五人のうち診査を受けた方二〇九

名で僅か三分の一の方が受けた程度であります。又、精密診査でも、六〇名の該当者のうち四八名が受けただけで残り十二名は、一般診査で精密診査を受けるよう指示されたにもかかわらず、それを受けていません。

この診査は、病気を早目に発見し、早めに治療を施させ、お年寄りの健康保持を図るのが目的であるので六十五才以上の該当者はもとより、家族の方がその趣旨をよく理解していただき必ず診査を受けるようにすすめて下さい。

きれいな村にあふれる健康 春の清掃週間終る

これから夏にかけては、伝染病を媒介する蚊、ハニ等が発生し、生活環境の悪化が心配されます。

私達の村を健康あふれる村にするには、村民が一斉に蚊や蠅の発生源を一掃し、生活環境を浄化、美化する

ことが必要であります。

清掃週間の設定もこういう立場から全琉的に展開される行事であり、衛生思想の高揚とあわせて週間の趣旨を良く理解し、ほんとに伝染病の発生しない健康あふれる村にしましょう。

また、清掃週間にかぎらず、常日ごろから生活環境の浄化、清潔に心掛け、健康を増進し、生活を向上させるよう努めましょう。

※清掃を行う際は、たえず次の重点に重点をおいて下さい。

- (1) 家屋内外の清掃、寝具の日光消毒
 - (2) 樹木の伐採と下草の刈取
 - (3) 下水の清掃
 - (4) 塵芥、空ビン、空カンの処理
- 共同作業の重点実施事項
- (1) ゴミの不法投棄場をなくする。
 - (2) 公民館、空地、道路側の草刈清掃
 - (3) 古池、古井戸、共同井戸、等清掃、特に夏にかけては水魔の季節であるので、十分な安全策を講ずること。

!! 社会教育活動の充実をめざして !!

総合研修大会開く

中部連合区教育委員会主催、西原区教育委員会西原村役所後援の第九回中部地区社会教育総合研修大会が、四月二十四日午前九時から役所の二階ホールで開催された。

この大会は、青少年健全育成の基盤となる家庭教育の成人教育を中心に、当面する社会教育上の諸問題を総合的に研究討議し、更に、復帰を控えた社会教育全般にわたる復帰体制づくりの研修をつみ社会教育活動の充実を図るため開かれるものである。

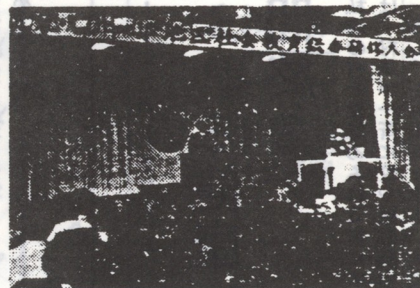
この日、庁舎の玄関前には、歓迎のたれ幕も掲げられ、中部各市村から教育委員をはじめ、各学校長、婦人会長、公民館長、自治会長、そ

他の関係者四〇〇人、加して会場いっぱい埋めつくした。

大会はまず中部連合区伊礼次長の開会のあいさつではじまり、教育長あいさつのもと、開催地である本村の宮平村長の歓迎のことばがあった。村長は、「復帰を間近に控え、また、家庭教育、社会教育の必要性が

つよく要請される今日、ここに、この意義ある大会が開催されることををから歓迎し、その成果を期待する」と述べた。

ひきつづき、実践発表、分科会討議のあと功労者表彰があり、個人の部で本村の前婦人会長と那覇横照子さんも表彰された。



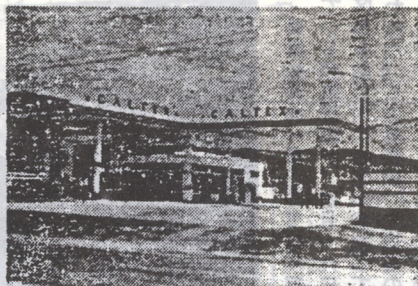
あいさつする宮平村長

園芸相談と講演会を開く

西原村では、十五日午後二時から役所ホールで琉試コサ支場、比屋根義一技師を招いてこれからの夏野菜作、家庭園芸相談を開会終了後、ひきつづき「日本の菜園芸事情と今

後の沖縄を菜園芸について」の講演があり、一般農家はじめ、農研クラブ員、生改クラブ員多数が受講した。

西原給油所が開店農協隣り



モダンな西原給油所

字嘉手如に敷地四六二坪、建物三六坪と広々としたモダンな給油所がお目見え、この給油所（代表者新垣哲永）は昨年十一月から工事がはじめられ去る五月一日に落成、二日から給油をおこなっています。

附近は、村役所、農協、郵便局、中部製糖工場等あり、また、近年車両の増加と、那覇市近郊で東西を結ぶ唯一の幹線路三十八号線のタール舗装によって交通量も多くガソリンスタンドの設置が望まれていた。

検察審査会制度を存じですか

△ 検察審査会とは

戦後新しい憲法のもとに、日本の政治を明るくするため、いろいろの民主的な新しい制度が生まれましたが、検察審査会もこの新しい制度の一つとして「司法の民主化」という

大きな使命をもって生れたものです。国家の主権はわたくしたち国民がもっており、公務員はみな国民からまかされて国のしごとをしており、ですから公務員のしごととやり方は、常に国民の監視をうけてい

なければならぬわけですが、そのうちの検察という面で検察官のしごととやり方を国民が監視する制度が検察審査会です。

琉球でもこのような趣旨のもとに昨年八月制定され九月一日から施行されています。

△ 検察審査会のしごと

犯人を起訴（裁判にまわす）するのは検察官しかできません。窃盗とか、詐欺とか、暴行、脅迫のほか、いろいろの犯罪によって害をうけた人で警察、検察庁に犯罪事件を告訴、告発したのに、検察官が事件を起訴しない、どうも納得がゆかない、という場合、検察審査会に申し出ますと、検察審査会では、この申立にもとづいて（あるいは、職権によりみずから進んで）その事件の真相をじゅうぶん調査し、検察官が起訴しなかったことがはたして正しいかどうか判断し、場合によっては、その事件を裁判にかけるようその検察官の監督者である検事正に対して意見を述べます。検察審査会はこの他に、検察庁のしごととやり方全体にわたって、改善すべき点があれば検事正に勧告することができます。

△ 検察審査会のように選ばれるのか

検察審査会は、十一人の審査員からなりたっていますが、検察審査会事務局は、毎年八月三十一日までに市町村の選挙管理委員会に対し、検察審査員候補者を割り当てます。

市町村の選挙管理委員会は立法院議員の選挙権をもつ者の中から「くじ」で選出して、九月三十日まで、検察審査員候補者名簿を、検察審査会事務局へ提出します。

事務局ではその中から検察審査員として十一人選出します。（任期は六カ月）

△ 検察審査会はどこにあるか

検察審査会は、那覇地方裁判所と宮古、八重山の各地方裁判所支部の所在地に設けられ、現在全琉に三ヶ所あります。各検察審査会に事務局がおかれそれは大体各地の裁判所の中にあり、事件の中立での受付などのしごとをしています。

△ 検察審査会に事件を申し立てるには

村の世帯・人口

1970年6月末日現在

総世帯数 2,010

人口 10,405

男 5,169

女 5,236

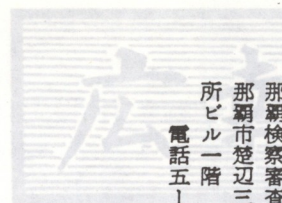


当月の人口移動

出生31 死亡3

転入21 転出4

婚姻22 離婚2



那覇検察審査会事務局
那覇市楚辺三七七番地裁判
所ビル一階
電話五―三三六六

(申立人) 検察官が裁判にかけないという処分(不起訴処分)をした事件の被害者及び、告訴、告発人ならだれでも審査の申立をすることができます。

(申立てるところ) 不起訴処分になった検察庁の所在地にある、検察審査会事務局に申立てることになります。

(申立ての手続) 所要事項「申立人および被疑者の氏名、年令、職業、住所、被疑事実の要旨、不起訴年月日、罪名、係検察官氏名等」を記載し、申立人本人が押印した申立書を検察審査会事務局へ提出することになっております。この申立用紙は事務局へ請求すれば交付します。

(申立費用) 申立てには費用は一切かかりません。

このように検察審査会は活動しております。もしみなさんのうちで犯罪によって害をうけたり、検察官の不起訴処分に不満のあるかたがありましたら、遠慮なく事務局までご相談下さい。

主なもくじ

一九七一年度予算議会	1
一九七一年度才入才出予算	2
円グラフで見る才入才出状況	3
毒ガス撤去の決議	4
行政、教育功労者を表彰	4
産業展示会にさわる	4
通学路に横断歩道を設置	5
黄豚組合を結成	5
西原の塔を清掃	5
固定資産評価について	5

会の関係者四〇〇人、あつて会場いっぱい埋めつくした。

大会はまず中部連合区伊次長の開会のあいさつではじまり、教育長あいさつのもと、開演である本村の宮平村長の歓迎のことばがあった。

村長は、「復興を間近に控え、また、家庭教育、社会教育の必要性がますます要請される今日、ここに、この意義ある大会が開催されることをから歓迎し、その成果を期待する」と述べた。

ひきつづき、実績発表、分科会討論のあと功労者表彰があり、個人の部で本村の前編人会長と藤田義子さんも表彰された。



あいさつする宮平村長

相談と講演会を開く

十五日午後二時から、本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。相談は、本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

本村の公民館で、相談と講演会が開かれた。

西原給油所が開店農協隣り

字馬手切に敷地四六一坪、建物三六坪と広々としたモダンな給油所が、お目見え、この給油所（代表者新道西水）は昨年十一月から工事がはじめられ去る五月一日に落成、二日から給油をおこなっています。

附近は、村役所、農協、郵便局、中部製糖工場等あり、また、近江車道の増設と、熊本市近郊で東西を結ぶ唯一の幹線路三十八号線のターミナル施設によって交通量も多くガソリンスタンドの建設が望まれていた。

「存じますか」

大きな使命をもって生れたものです。国家の主権はわたくしなら国民がもっており、公営はみな国民からまかされて國のしごとをしており、ですから公務員のしごとのやり方は、常に国民の監視をうけてい

なければならないわけですが、そのうちの検察という面で検察官のしごとのやり方を国民が監視する制度が検察審査会です。

国政でもこのような監督のもとに昨

年八月制定され九月一日から施行さ

れています。

△ 検察審査会のしごと

犯人を起訴（裁判にまわす）するのは検察官しかできません。窃盗とか、詐欺とか、暴行、脅迫のほか、いろいろの犯罪によつて害をうけた人で警察、検察庁に犯罪事件を告訴、告発したのに、検察官が事件を起訴しない、どうも納得がゆかない、という場合、検察審査会に申し出ますと、検察審査会では、この申立にもとづいて（あるいは、職権によりみ

ずから進んで）その事件の真相をじゅうぶん調査し、検察官が起訴しなかったことがはたして正しいかどうか判断し、場合によっては、その事件を裁判にかけるようその検察官の監督者である検察正に対して意見を述べます。検察審査会はこの他に、検察庁のしごとのやり方全体にわたつて、改善すべき点があれば検察正に勧告することができます。

△ 検察審査会はどのように選ばれるのか

検察審査会は、十一人の審査員からなりたっていますが、検察審査会事務局は、毎年八月三十一日まで市町村の選挙管理委員会に対し、検察審査員候補者を割り当てます。

市町村の選挙管理委員会は立派な議員の選挙権をもつ者の中から「くじ」で選出して、九月三十日まで、検察審査員候補者名簿を、検察審査会事務局へ提出します。

事務局ではその中から審査員として十一人選出します。（任期は六月）

△ 検察審査会はどこにあるか

検察審査会とは、都道府県裁判所と宮古、八重山の各地方裁判所支部の所在地に設けられ、現在全道に三ヶ所あります。各検察審査会に事務局がおかれそれは大体各地の裁判所の中にあり、事件の申立ての受付などのしごとをしています。

△ 検察審査会に事件を申し立てるには